

世田谷区公共施設等総合管理計画

(平成29年度～平成38年度) 一部抜粋

平成29年3月

世 田 谷 区

目次

． 本計画の意義と位置づけ	1
1． 計画策定の意義	2
2． 計画の位置づけ	3
《国の計画との関係》	3
《世田谷区基本計画（公共施設整備方針）との関係》	3
． 取組みの背景	5
1． 公共施設の現状と課題	6
（1）建物	6
（2）都市基盤施設	7
2． 将来人口と行政需要	8
（1）過去10年の総人口の推移と将来人口推計（世田谷区人口ビジョンより）	8
（2）3年齢階層人口	8
（3）人口動向から見る施設の課題	9
3． 財政上の課題	10
（1）更新・整備にかかる経費の予測（建物、都市基盤施設）	10
（2）区財政全体の見込み	10
． 取組み方針	13
1． 計画期間	14
2． 対象施設	14
3． 基本方針	15
（1）全体方針	15
基本認識	15
全体方針	15
全体目標	15
（2）基本方針《建物編》	16
方針1 施設はできるだけ長く使い、簡素にする	16
方針2 施設総量を抑制しつつ、公共的空間の拡充を図る	16
方針3 民間の知恵と力を、最大限活かす	16
《目標（建物編）》	17
（3）基本方針《都市基盤施設編》	18
方針1 計画・予防保全による長寿命化、安全確保	18
方針2 都市基盤施設整備、保全・更新経費の維持	18
方針3 民間との連携、協力の推進	18
《目標（都市基盤施設編）》	19
4． 実施方針	20

《建物編》	20
（１）建物の質の適正化	20
（２）建物の量の適正化	21
（３）新たな発想に基づく取組み	22
《都市基盤施設編》	24
（１）計画・予防保全	24
（２）新規整備と保全・更新の両立	24
（３）民間との連携、協力の推進	24
５．計画のフォローアップ	25
（１）建物の計画の進行管理	25
（２）都市基盤施設の計画の進行管理	25
６．計画の改定	26
７．計画の推進	26
（１）推進体制	26
（２）研修等の実施	26
．計画期間中の取組み	27
《ロードマップ》	28
．施設類型ごとの基本方針	31
《建物編》	32
１．庁舎等	32
２．区民集会施設	37
３．防災施設	40
４．交流施設	41
５．文化・学習施設	42
６．スポーツ施設	46
７．リサイクル関連施設	49
８．高齢者施設	50
９．障害者施設	54
１０．児童福祉施設	58
１１．その他の福祉施設	62
１２．自転車関連施設	64
１３．住宅施設	66
１４．学校教育施設	68
１５．学校教育施設（その他の教育施設）	73
１６．その他の施設	75
《都市基盤施設編》	79
１．道路・橋梁	79
２．公園	82
３．水路	85

． 公共施設整備における官民連携指針	89
1 ． 基本指針	90
2 ． 検討手順	90
3 ． 手法の選択.....	91
4 ． 官民連携手法導入の可否判断	91

. 本計画の意義と位置づけ

・本計画の意義と位置づけ

1. 計画策定の意義

世田谷区の公共施設は、昭和30年代から50年代にかけて整備されたものが多く(全施設の約60%)、年数の経過による老朽化で、今後30年の間に改築や大規模な改修が集中する時期を迎える。放置すれば、建築物、都市基盤施設等のインフラ全体を安全に使用することが困難となる。一方で、これらを順次更新していった場合、財政負担は年平均で600億円を超えると見込まれるが、高齢化がますます進み、社会保障費等の支出が増えていく中で、財政負担を経常的に行うことは困難である。

子どもの人口の増による子ども関連施設等の拡充や、道路、公園等の未整備のインフラを整備することなどから、今後も一部の公共施設は、更に増加せざるを得ない。また、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や、地震、豪雨などの災害に対応する施設整備も進める必要がある。その一方、生産年齢人口の増加の割合は限られ、税収の伸びは期待できない。また、建設労働者の不足や資材高騰などにより、施設の整備費用も上昇を続けており、将来的な整備・更新計画を見通すことが更に難しくなっている。

世田谷区の財政を健全な状態に保ちつつ、必要な公共施設の量と質、安全性を確保するには、「新しくつくる」から「賢く、長く使う」長寿命化や、多機能化、集約化といった手法などの創意工夫のみならず、施設需要や必要性をより厳しく見きわめ、場合によっては用途転換や廃止を図るといった判断もせざるを得ない。加えて、一層の民間の力の活用により、公共施設の維持更新に取り組む必要がある。このようにしてはじめて、インフラの劣化と過度の財政負担の両方を回避し、可能な限りサービスの質を落とさずに、行政運営を継続することができる。

そのためには、すべての施設の老朽化の状況と、今後の人口動向や区民ニーズの多様化などから想定される将来施設需要、そして公共施設に投資可能な経費の上限、の三点を明確にし、有限な財源をどこにどれだけ振り分けるかを中長期的な計画に落とし、これを厳守して取り組まなければならない。

また、今後導入される新公会計制度を活用し、施設の再編や運営の抜本的な見直しにも、本格的に取り組まなければならない。

このような認識のもと、将来的な財政見通しに基づいて、公共施設を適切に管理、保全、更新し、長寿命化や集約化、統廃合を推進するための計画として、「世田谷区公共施設等総合管理計画」を策定した。

2. 計画の位置づけ

《国の計画との関係》

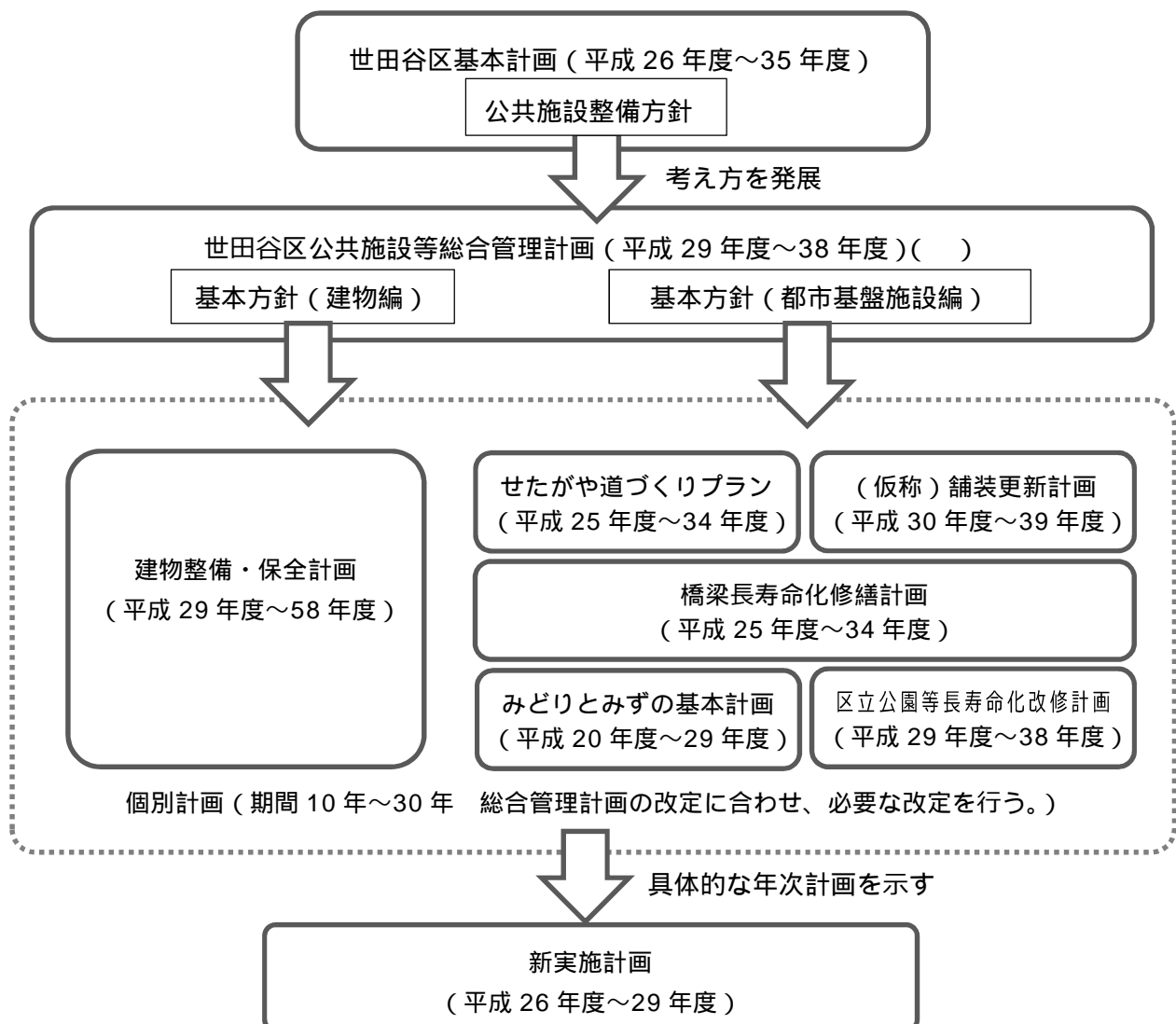
インフラの老朽化と更新に関しては、国も区と同様の認識を持っており、平成 26 年 4 月、国土交通省が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その行動計画の策定を各省庁に要請している。この一環として、総務省より地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されており、本計画はその要請も踏まえ策定している。

《世田谷区基本計画（公共施設整備方針）との関係》

区では、平成 26 年度に「公共施設整備方針」を策定し、公共施設マネジメントの方針及び目標を示すとともに、「新実施計画（平成 26 年度～29 年度）」で具体的な整備計画を明らかにしている。

本計画は、「公共施設整備方針」を元にしながら、一部考え方を発展させるとともに、対象も建物だけでなく都市基盤施設（道路、公園等）にまで広げ、より踏み込んだ公共施設マネジメント方針を策定するものである。

諸計画の関係図



公共施設等総合管理計画は、新実施計画の改定、基本計画の改定等に合わせ、必要な改定を行う。（p26 参照）

. 取組みの背景

．取組みの背景

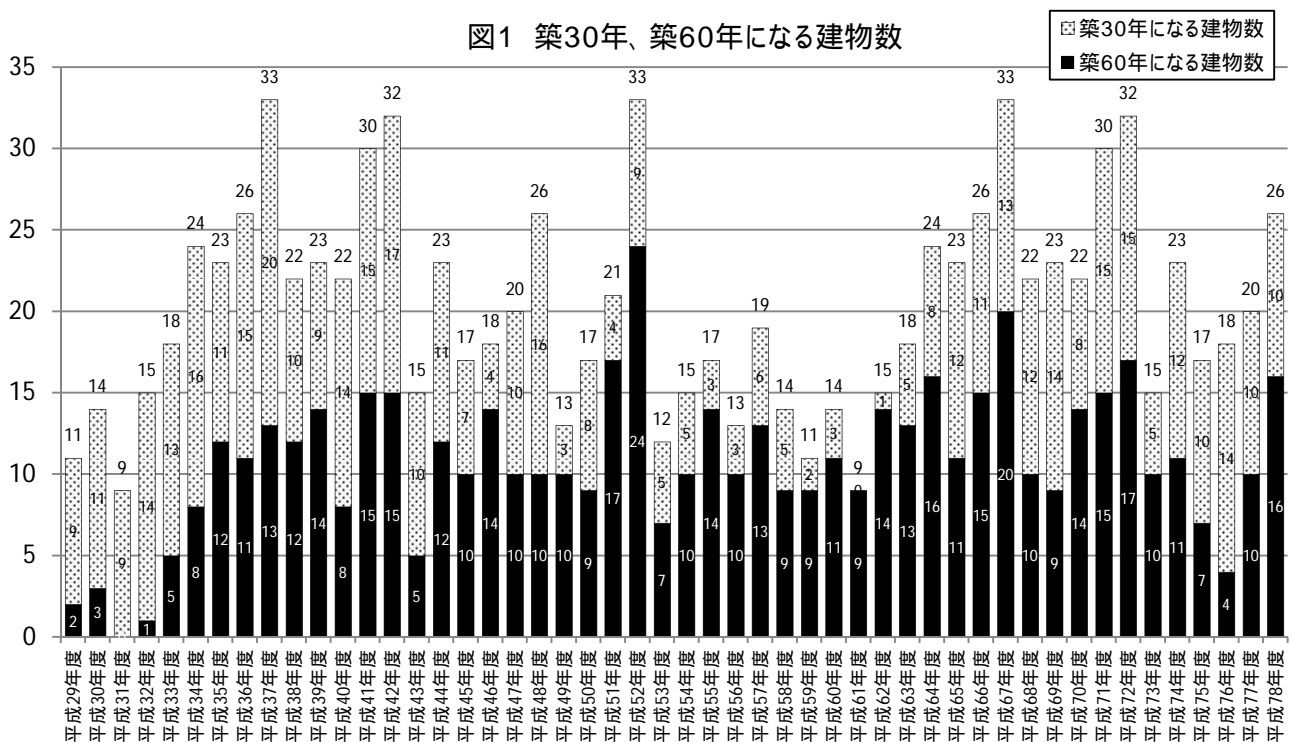
1．公共施設の現状と課題

(1) 建物

世田谷区は886施設（平成28年7月現在）を保有・管理しており（民間借上等を含む）、延床面積は1,291,742㎡である。区が保有・管理する施設（建物数：611）を建築年数別に見ると、昭和30年代半ばに建てられた施設が多いため、今後30年間に築年数が60年を迎える建物は303、全体の約50%となる。（図1）

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、概ね築60年程度で建替え¹を検討することが必要であり、今後は、古い施設から老朽化の状況を見据えて対応していくこととなる。これまでの約3～5倍の施設数を毎年更新しなければならない。

残る施設についても、施設を長期間にわたり良好な状態で維持するために必要な大規模な改修を行う目安とされる築30年を迎えるため、今後の施設の改築・改修に多くの経費がかかる状況にある。



平成26年度に「公共施設整備方針」を策定し、平成35年度より少子化が進展するという人口推計に基づいて、施設総量を将来的に抑制する目標を掲げていた。しかし、総人口および年少人口の増加率はむしろ高まり、最新の人口推計では今後も総人口と年少人口は増え続けると見込まれている。

これらにより、施設需要が押し上げられていることや、ユニバーサルデザインへの対応などにより、建物の改築時に施設規模が拡大しており（学校施設40%程度、その他施設10%程度の増）、維持管理費、施設整備費を増大させている。このままのペースで行けば、50年後には建物の総延床面積は約163万㎡（現状より34万㎡の増、東京ドーム7個分）となる見込みであり、維持管理費の年額は約226億円（約43億円の増）となる。

¹ 日本建築学会は一般の建物を対象として、コンクリート強度を基準に、大規模補修を必要とするような鉄筋の腐食が生じないと考えられる期間として、「計画供用期間」を定めている。このことから、既存建物の物理的耐用年数は、コンクリートの物理的調査結果（コンクリート強度と中性化状況）から判断し、一義的には、建築学会で示しているコンクリート強度による「計画供用期間」を参考とすることとした。大規模な改修を施している施設の供用年数は65年とし、概ね築60年程度で建て替えるを検討することとする。

(2) 都市基盤施設

1) 道路 (特別区道 路線数 5,380 線 路線延長 約 1,092km)

世田谷区における都市計画道路の整備状況は約 5 割で 23 区中下から 4 番目であるなど、当区の道路整備水準は低く、限られた財源の中、今後も継続して計画的な整備を進める必要がある。また、区ではこれまで道路維持管理や更新を適宜進めてきたが、例えば、路面改良の平成 27 年度実績では、路面総面積 (6,476,807 m²) に対し、45,183 m² (0.7%) しか実施できていない。

主要な区道 (バス路線、緊急輸送路等) 約 150km

路面性状調査に基づくひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性の 3 つの管理指標により路面の状態を評価している。道路延長の約 3% は修繕または更新が必要な箇所が存在している。

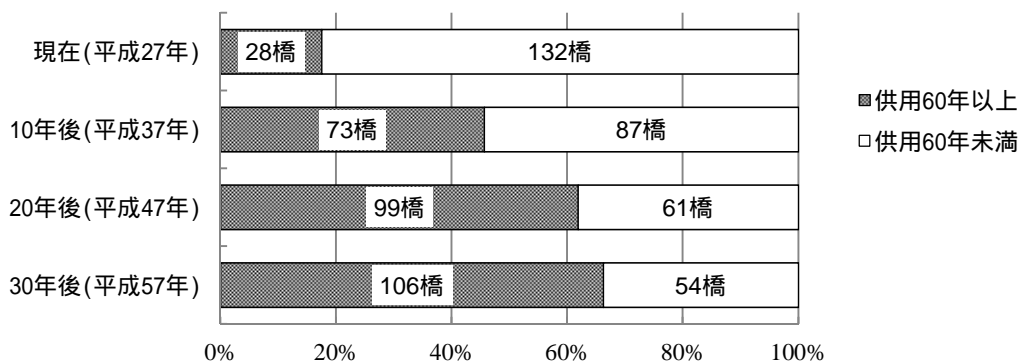
その他区道 (主要な区道以外) 約 940km

ひび割れ率等により路面の状態を評価している。修繕または更新の目安としているひび割れ率等 25% 以上の道路延長は約 5% であり、局部的に劣化が進んでいる。

2) 橋梁 (160 橋)

供用 60 年以上経過した橋梁は、平成 27 年時点で 18% (28 橋) 存在するが、10 年後には 46% (73 橋) に達し、30 年後には 66% (106 橋梁) を超えることとなり、対策費用の急増と集中が懸念される状況にある。

図2 供用60年を超える橋梁の分布



3) 水路

流水等の機能を有するものは、維持管理・更新等を行っているが、全般的に老朽化が進んでいる。水路機能を有しないものは、接する地権者の意向を踏まえつつ、付替え・売り払い等により、財産処理を行っている。

4) 公園 (589 箇所 1,777,812 m²)

大規模公園 33 (1,130,812 m²)、緑道 16 (153,665 m²)、その他の公園 540 (493,335 m²)

安全面で特に注意すべき施設：トイレ 235 箇所、遊具 1,487 基

世田谷区立公園条例では区民 1 人あたりの公園面積は 6 m² を標準としているが、実態は約 3.05 m² (平成 28 年度) にとどまり、引き続き整備が求められている。既存の公園は、開園後 40 年を経過したものが 137 箇所 (23%) あり、施設の老朽化が進んでいる公園もある。

公園内トイレは設置後 20 年を超過したものが 68 箇所あり、うち 30 年を超過したものは 15 箇所である。特に老朽化の進むトイレでは死角や汚れが目立つものもあり防犯上の課題もある。

また、遊具は子どもが利用し、全国的にも事故が無くなっていないことから、安全確保が必須である。区の遊具も処分制限期間²を超えるものが多く、修繕や更新を必要とするものが増えている。

² 処分制限期間：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令 255 号) 第 14 条の規定に基づき、国土交通大臣が耐用年数を勘案して定めている処分 (撤去等) を制限する期間。施設の設置状況や利用状況によるが、この期間を超えると部分的な補修等が必要になってくる。

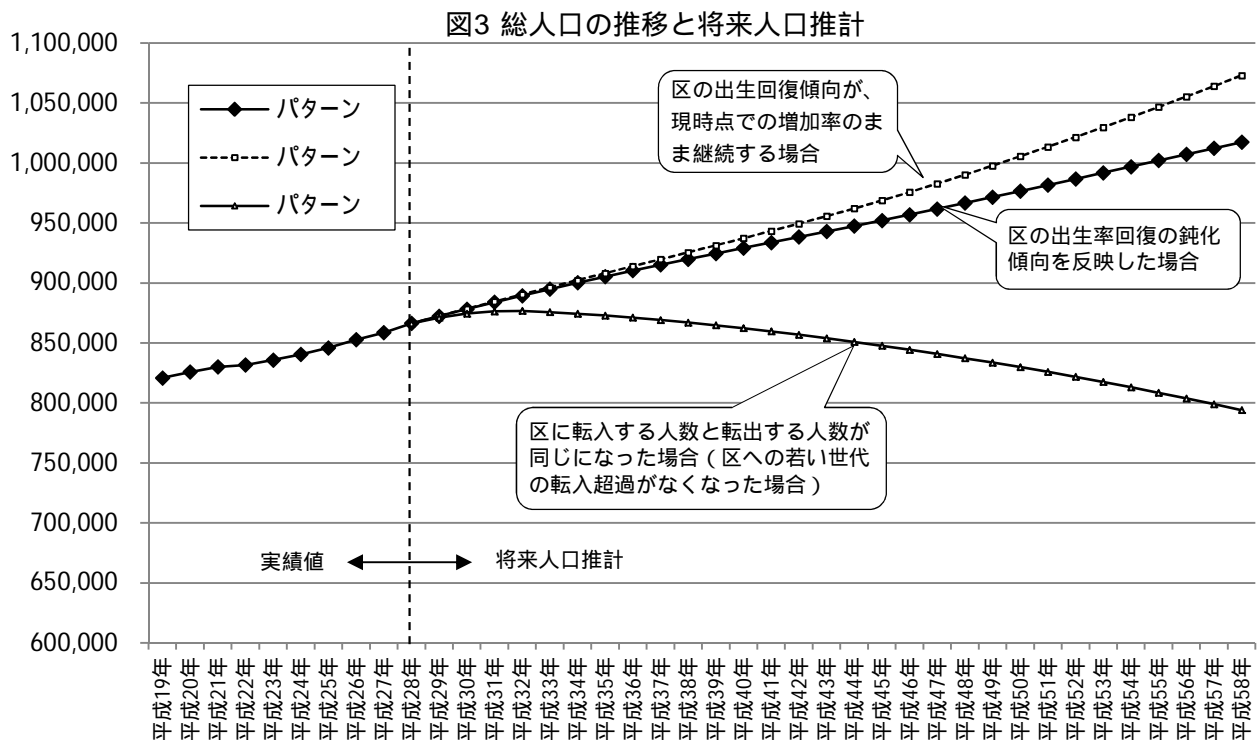
2. 将来人口と行政需要

(1) 過去10年の総人口の推移と将来人口推計（世田谷区人口ビジョンより）

世田谷区の人口はこの10年間増え続けている。国全体が人口減少局面に入っていることから、若い世代（10～20代）の転入超過傾向は鈍化するとと思われるが（転入人口が20%減）、出生率の回復が継続すれば（合計特殊出生率が1.52に増）、人口は増えていく（パターン）。

ただし出生率回復は少しずつ鈍化しており、現在の傾向が続くと合計特殊出生率は1.21で頭打ちとなる。その場合、人口増は現在よりも鈍化する（パターン）。

また、国の人口政策により東京圏と地方の人口移動が均衡した場合、世田谷区の転入・転出も同様に均衡するが、この場合、人口は減少に転じる（パターン）。



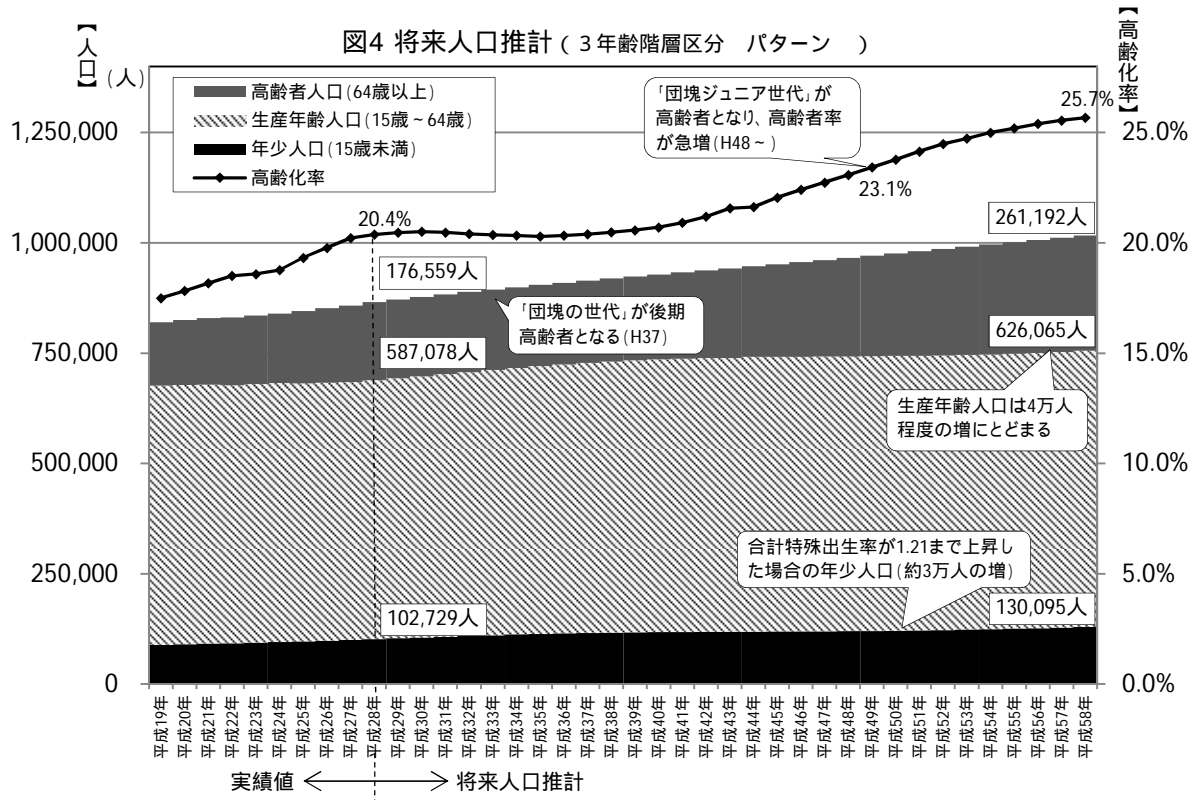
近年、世田谷区の人口は、特に若い世代の流入によって一貫して増え続けているが、日本全体の人口が減少に転じ、地方の若い世代の総数が減れば、人口減に転じる可能性も十分に考えられる。将来人口の動向が非常に読みづらい時代に直面しているといえる。

(2) 3年齢階層人口

世田谷区の年齢階層別の人口は、若い世代、特に団塊ジュニア世代（平成29年現在43歳～46歳前後）が多いが、15歳未満の子どもは少ない。高齢化率は20.4%に達しているが、全国平均（25.1%平成26年）と比較するとまだ低い。

近年10年間では、生産年齢人口（15歳～64歳）は横ばい、年少人口（15歳未満）は増、高齢者人口（65歳以上）が大幅増という傾向となっている。

日本全国が少子高齢化かつ人口減時代に突入するが、世田谷区では引き続き出生が伸び、転入超過の傾向が変わらないと仮定すると（「人口ビジョン」将来人口推計パターン）、当面は、高齢化率は横ばいで推移する。しかし団塊ジュニア世代が高齢者となる平成41年ごろから高齢者が大幅に増え、代わりに生産年齢人口と年少人口の伸びが鈍化するため、高齢化が急速に進むことになる。



(3) 人口動向から見る施設の課題

子どもの人口の増

全国的な少子化の傾向にかかわらず、パターン では、子どもの数は緩やかではあるが一貫して増え続ける見込みである。したがって義務教育である小中学校の校舎はクラス数の増に伴い規模を拡充しなければならない可能性が高い。また、保育需要も継続することから、保育施設の整備も引き続き必要となる。

高齢者の急増

いずれのパターンでも高齢化が進むため、団塊ジュニア世代が多い世田谷区では、平成 41 年以降、「第 2 の高齢化の波」というべき高齢者の急増が予想される。現在、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を目途に、介護施設等の整備を進めているが、これらの施設の更なる拡充が必要となる可能性が高い。

生産年齢人口

世田谷区は高齢者と子どもが同時に増えていくことが見込まれるが、これらの世代を支える生産年齢人口の増加の割合は限られ、パターンによっては減少に転じる可能性もある。税収の伸びは期待できず、公共施設の更新に要する経費の増を歳入増で賄うことは困難である。

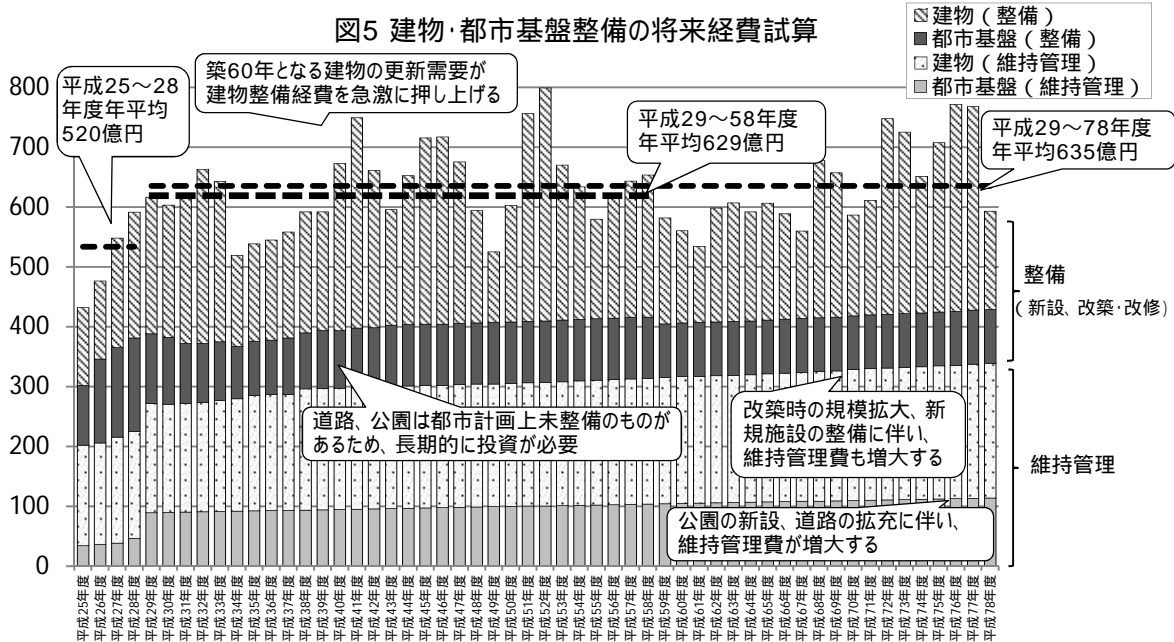
人口動向の変動への対応

世田谷区の人口は当面増加すると見込まれるが、日本全体が人口減少時代を迎える中で、世田谷区だけがその影響を免れると考えることは不合理である。戦略的な対策を講じるとともに、公共施設の整備についても、人口増を前提とするのではなく、必要に応じて増築や用途転換を行うことができるような、柔軟性のある整備を基本とする必要がある。

3. 財政上の課題

(1) 更新・整備にかかる経費の予測（建物、都市基盤施設）

公共施設の更新・整備および維持管理にかかる経費は、老朽化する施設の更新需要が急速に高まるため、ピーク時には年間 799 億円となる。今後 30 年間の年平均経費は 629 億円となり、これまでの予算額を約 100 億円超過することになる。

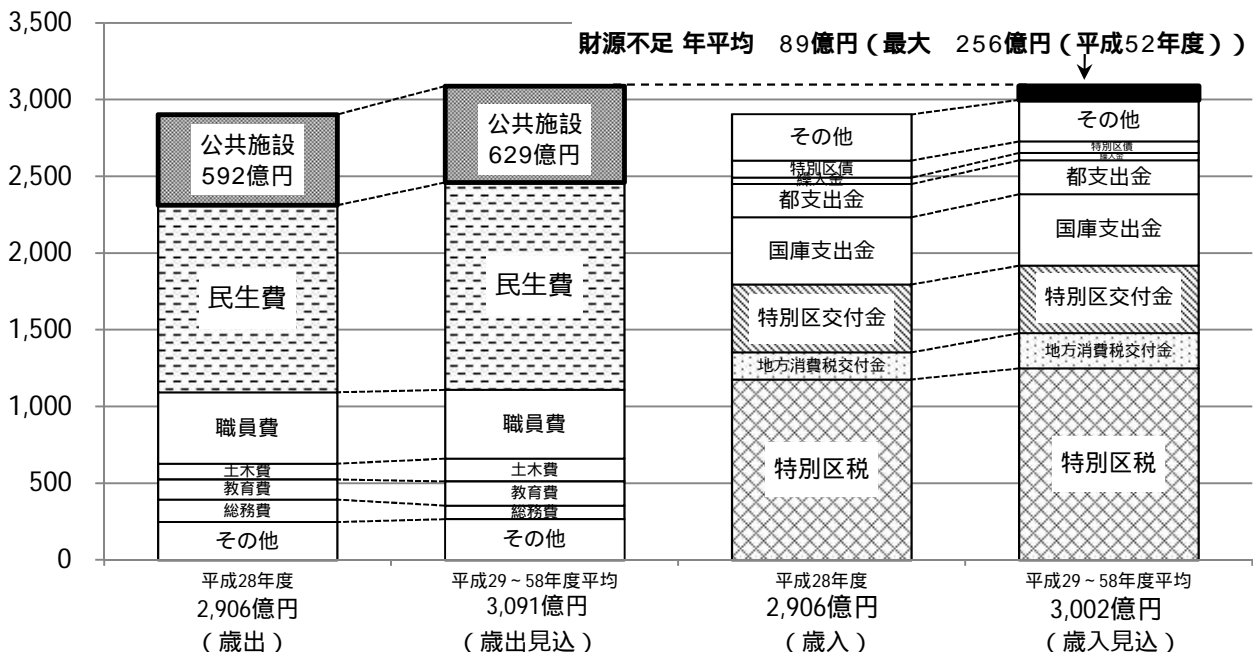


(2) 区財政全体の見込み

平成 35 年度以降、後期高齢者（65 歳以上）人口が 10 万人以上を超えて増え続けることなどから、民生費の歳出が 1,400 億円以上となると見込まれる。同時期に公共施設の更新需要がピークを迎えるが、生産年齢人口の増加割合は限られ、歳入の増加は期待できないため、予算編成が困難となる。

(単位: 億円)

図6 将来の歳入・歳出予算の見込み（今後30年間）



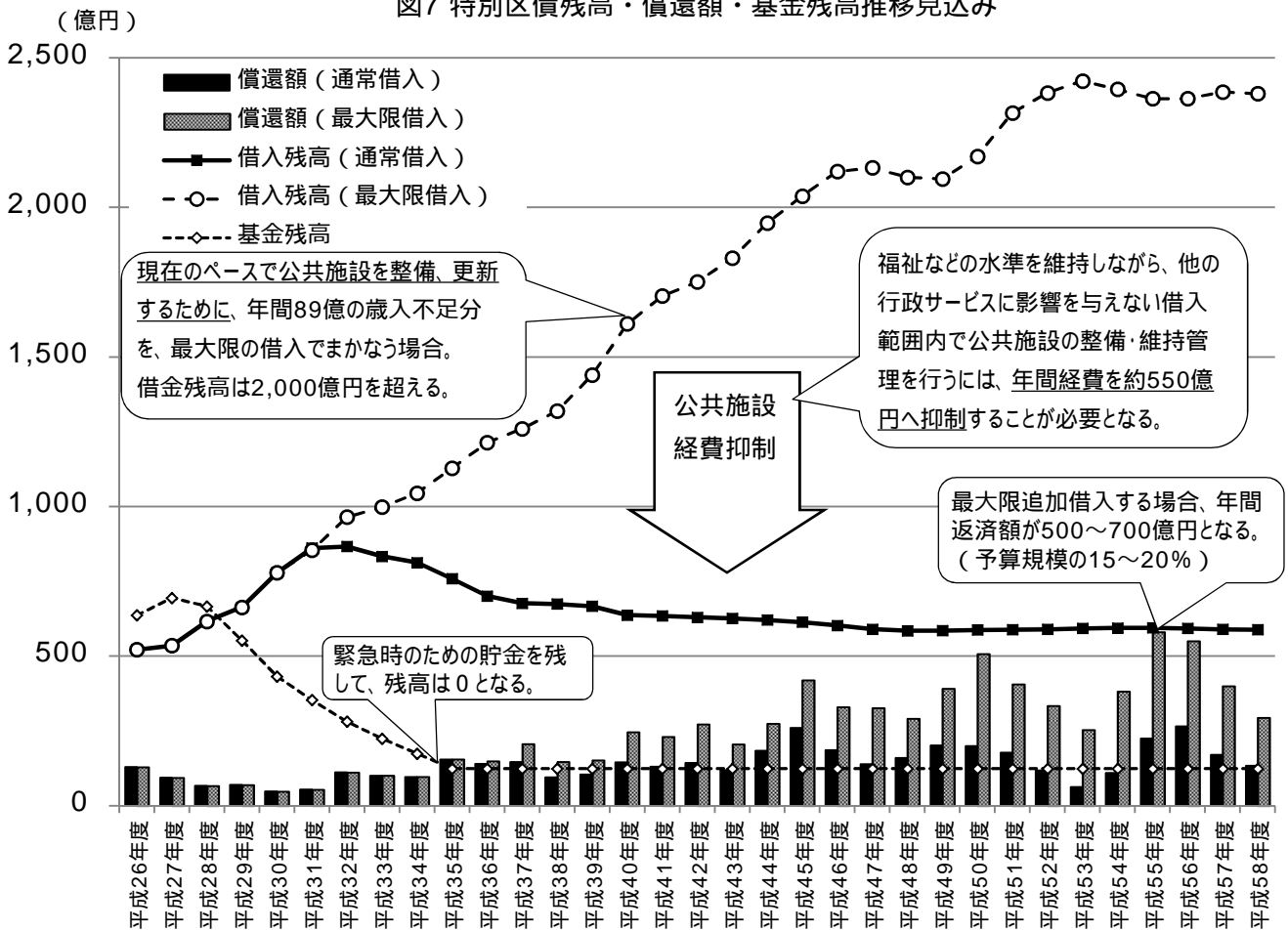
歳入見込は、平成 29 年度の税収等の動向が、今後も一定程度継続すると仮定したシナリオ
上記歳出の土木費は、公共施設関係の経費を除外した金額

財源不足は、平成29年度～58年度の30年間で年平均89億円となる見込みであるため、現在保有している施設の約15%が更新できなくなる。施設延床面積で約18万㎡、平均的な小学校(6,000㎡)30校分の公共施設を建替えることができなくなる計算となる。

不足する財源の確保のため、都市基盤施設については整備に向けた国、都の補助金を積極的に活用する必要がある。一方、建物に関しては国、都の補助金は先細りが予測され、基金、起債を活用することになるが、これらの積立や償還などの後年度の負担を見据える必要がある。

図7のように、公共施設を従来どおりのやり方で整備を続け、不足する額を起債で賄う場合、2,000億円以上の負債を長期にわたって背負うことになる。借入は5年後に全額返済するか、一部を返済して借り換えを行うこととなる。返済時には歳入を削るなどの努力で財源を捻出しなければならないが、公共施設の更新需要による財源不足は30年以上継続するため、返済に充てる財源を生み出すには、福祉等の行政サービスを抑制することになりかねない。そうした局面を避けるため、公共施設の経費抑制が必須である。

図7 特別区債残高・償還額・基金残高推移見込み



14. 学校教育施設

14-1 学校教育施設の概要

- (1) 小学校、中学校
- (2) 幼稚園
- (3) 河口湖林間学園

	設置目的	施設数（借上げ含む）	延床面積
小学校 中学校	「学校教育法」に基づき、小学校は心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的に、中学校は小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的に設置している。	小学校 64 中学校 30 (改築期間中の仮校舎 2施設を含む)	704,615 m ²
幼稚園	「学校教育法」に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境において、その心身の発達を助長することを目的に設置している。	9 (幼稚園型認定こども園1施設を含む)	6,567 m ²
河口湖林間学園	中学校の移動教室、部活動の合宿場所として、自然体験や集団宿泊生活を通して豊かな人間性を培うための教育施設として、設置している。	1	5,258 m ²

（これまでの施設整備状況）

昭和31年度以降、木造校舎の鉄筋コンクリート化や戦後のベビーブームによる児童・生徒数の急増に対応するための整備を行い、小学校63校、中学校29校（平成28年7月現在）を配置している。

学校施設の整備に関しては、学習指導要領の改訂による新しい教育システムの導入に伴い、調べ学習で活用するための多目的教室や、習熟度別学習を行うための少人数教室、オープンスペース等を設けて学習指導の質の向上を図るなど、様々な進展があった。特別支援教育の本格実施にも対応し、特別支援学級の計画的な整備を図るなど、配慮の必要な児童・生徒に対する教育環境整備に努めてきた。

また、世田谷区では、全国に先駆けて、放課後の児童の居場所として、BOP（Base Of Playing）をすべての小学校に導入し、学童クラブを一体化し新BOPとして放課後の児童の活動場所を提供してきた。

平成6年度からは、中町小学校、玉川中学校をスタートに改築を進めてきた。その後、「新たな学校施設整備基本方針」（平成18年3月策定）を踏まえ、平成18年度から毎年2校の改築を進めることとしたが、平成18年度から平成21年度は、校舎の耐震化への対応を優先しており、厳しい財政状況を考慮して、改築校の選定を見送った年度もあった。また、「適正規模化・適正配置に関する具体的な方策」に基づく大規模校対応としての校舎の増築や、小規模校対応として学校統合にあわせて統合新校を改築校に選定し、整備を行った。耐震化対応を含めて改築を進めてきたが、これらの学校を優先して改築校に選定してきたため、その他の校舎の老朽化が進んでいる状況となっている。

区立幼稚園は、昭和30年代から50年代にかけて乳幼児人口が急増したことから、私立幼稚園の量的補完を図る目的で、昭和41年に区立塚戸幼稚園を開園したのち、昭和54年の下馬幼稚園まで、13の区立幼稚園を整備してきた。しかし、その後、幼児人口が減少に転じ、区立幼稚園の目的を概ね達成したことから、4園を不登校対策のための「ほっとスクール」や私立認可保育園、私立認定こども園へ、順次、用途転換を進め、現在9園となっている。

14 - 2 個別方針

<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、児童・生徒数の増加に合わせて校舎等を増築してきた経緯もあり、校舎棟によって築年数が相違しているケースがある。現在の校舎棟は、昭和30～40年代に建築されたものが59校あり、平成35年度より順次、耐用年数である築65年を迎える。全ての学校において耐用年数前に改築を行うには、現在までの年1～2校の改築では対応できず、一方、年3校の改築では財政的に大きな負担となる。 ・学校施設等はこれまで事後保全による修繕・改修を行っているため、建物や設備の維持管理が適切な状態でない施設も多い。 ・情報化の進展や環境負荷の低減などの社会的要請や、災害対策機能、地域コミュニティの拠点機能、さらには区長部局の公共施設との複合化による、高機能化、多機能化が求められている。 ・区立幼稚園は、女性の社会進出や就労形態の多様化、乳幼児人口の増加など社会状況の変化等を踏まえ、幼保連携型認定こども園へ用途転換を図る必要がある。 ・学校給食は、子どもたちが日常的生活習慣を身につける機会であり、食育の観点からも重要性が高まっている。他方、年々増加する食物アレルギーを有する児童・生徒へのきめ細やかな対応とともに性能水準の高い給食施設・設備が求められている。 ・現在、中学校10校で給食調理施設が整備されていない(太子堂調理場または他の中学校から給食を搬送)。そのうち太子堂調理場搬送7校については、調理場施設の耐用年数を踏まえた自校調理化等の計画を定める必要がある。 ・河口湖林間学園は、施設及び移動教室事業のあり方について、今後検討する必要がある。
<p>適正配置・適正規模の考え方</p>	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数の将来推計をもとに、今後10年程度の将来の必要普通教室数を見込む。文部科学省では、小中学校とも「12～18学級」が標準的な学校の規模としている。そこで、将来の必要普通教室数の見込みが「12～18学級」となる場合を「適正規模」とし、この必要教室数が現在の学校の教室数に収まれば、現施設をそのまま使用し、建替の時期を迎えたときには他施設の複合化を含めた改築を検討する。この際、余裕教室等の余剰スペースがある場合には、学級数に応じて施設規模を縮小する「減築」を含めた検討を行う。 ・「適正規模」であっても、現在の学校の教室数に収まらない場合には、特別教室等の普通教室への転用、指定校変更の制限の実施、通学区域の見直し、増築または改築による対応を検討する。 ・将来の必要普通教室数の見込みが少ない場合、すなわち小学校では「11学級以下」の場合は「過小規模」とし、学校の統廃合や通学区域の見直しを検討する。中学校については、「過小規模」の定義を「5学級以下」とする。 ・将来の必要普通教室数の見込みが多い場合、文部科学省の基準に則して、「25～30学級」を「大規模」、「31学級以上」を「過大規模」とする。「大規模」の場合には、「適正規模」の場合と同じく、現在の学校の教室数に収まるかどうかを見たうえで、特別教室等の普通教室への転用、指定校変更の制限の実施、通学区域の見直し、増築または改築による対応を検討する。 ・平成28年度は小学校10校・中学校2校が「過小規模」に該当し、小学校7校が「大規模」に該当する。

	<p>【幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、区立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ用途転換する。現在9園の区立幼稚園のうち、5園を区立認定こども園、4園を私立認定こども園とする。
<p>施設整備の考え方 (更新時の方針等)</p>	<p>増改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・躯体の老朽化対策として、これまで年2校全面改築してきた方針を転換し、校舎棟を棟別に分け、耐用年数である築65年を目安として順次改築を行う「棟別改築」を基本とし、経費負担の平準化を図る。 ・改築経費の縮減と平準化を図るため、校舎等長寿命化改修を行い、可能なものについては築65年より更に30年程度使用する。深沢中学校でのモデル実施の検証も含め、今後、調査・研究に取り組みつつ、より効率的かつ効果的な学校施設整備に取り組む。 ・今後の児童・生徒数の増減予測を踏まえ、RC造と鉄骨造(重量、軽量)を併用する、敷地に増築予定地を確保しておくなど、児童・生徒数の増減に対応して、他の公共施設への転用や、教室の増加が可能となるよう、柔軟性のある施設整備を行うことを検討する。 ・建築時の計画学級数については、今後のクラス推計の最大クラス数を基準とする。少人数学習や将来のクラス増に対応するワークスペースは、普通教室のあるフロアに1室整備する。(ただし、近隣の学校の児童・生徒数の推計や他の推計などとも検証し、急激なクラス増や、減少が見込まれる場合はこの限りでない。) ・仮設建築を抑制するため、学校の跡地を活用した仮設校舎の抑制手法に加え、学校敷地内においても、新築する校舎棟を敷地状況に合わせて弾力的に配置するなど、敷地を最大限活用して設計を工夫する。 ・他の公共施設との合築による「複合化」を進めるとともに、施設の一部転用、既存施設を多用途の公共空間として共有化を図ることや、空き時間を別の機能として有効に活用する「多機能化」を徹底する。これらを踏まえ、既に有しているスポーツ、集会、文化施設の機能をさらに強化し、区長部局と連携して周辺の施設機能の集約を目指す。 ・児童・生徒数が増減した場合には、築年数に関わらず、規模の適正化を図る。特別教室等の普通教室への転用、指定校変更の制限の実施、通学区域の見直しを検討した上で、必要に応じて増築または改築による対応を検討する。 ・概ね15年ごとに予防保全を行うことにより、既存校舎・設備を適切に維持・保全し、改築までの期間を延伸できるように取り組む。(平成26年1月に文部科学省が公表した「学校の長寿命化改修の手引き」においても、「予防保全型」の計画的な整備の重要性が示されており、これを踏まえた取り組みを行う。) ・事後保全による修繕・改修を基本としてきた学校施設等については、事後保全により安全性等を確保しながら予防保全に切り替えていく。 ・給食施設は、児童・生徒数の増加に適切に対応するため、給食設備の増設のほか、施設の改修・増築など調理食数に応じた整備を図る。 ・区立幼稚園の用途転換は、区立認定こども園へ移行する場合は他公共施設との複合化を基本とする。 <p>多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷9年教育」をはじめとして、各小・中学校では、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を積極的に展開している。習熟度別学習などの少人数指導の導入も進み、これらの指導体制を充実するための講師の配置など、ソフト面の拡充を図っている。こうした特色ある教育活動を可能にする施設の整備を進める。

- ・配慮を要する児童・生徒に対する教育環境の整備は、国や東京都のさまざまな取り組みも踏まえながら、特別支援学級に入級する児童・生徒の状況や障害の種別、学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮した特別支援学級の整備など、引き続き検討する。
- ・改築（リノベーションによる長寿命化改修を含む）の際は、それらの施設・設備を整備し、また、他の用途で使用している教室を転用するなど、必要に応じて適宜対応する。
- ・河口湖林間学園は、築50年を経過しているため、老朽化の状況を踏まえ、適切な維持・運営ができるよう、必要な改修を進める。

衛生的で安全に配慮した給食施設の整備

- ・学校の増改築や大規模改修の機会を捉え、給食関係法令等に基づき、衛生的で安全に配慮した給食施設を整備する。また、アレルギー対応や老朽化など学校の状況に応じて必要な施設整備を図る。

地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備

- ・平成25年度から区内全ての区立小・中学校が地域運営学校に指定され、学校運営への地域住民の参画が進んでいる。児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実の観点から、学校と地域の様々な団体が連携協力した事業が行われており、あいさつ運動や学校と地域との共催イベント、避難所運営訓練など、様々な取り組みが見られる。学校を、地域に開かれ信頼される施設としていくため、会議室や運動場の地域利用など柔軟な対応ができる施設、設備を整備する。

子どもや地域の高齢者など誰もが安全な施設の整備

- ・障害のある子どもなど配慮を要する子どもや、地域の高齢者や障害者が学校を利用する際は（災害時の避難所としての利用も含む）より安全に利用できることが求められるため、改築時は、ユニバーサルデザインに適合した整備を行う。また、大規模改修時や必要に応じた個別の対応時も、誰もが安全に利用できる施設、設備を整備に努める。

避難所機能の確保と災害発生時への備え

- ・大規模な災害時には、避難所となる学校施設に多くの人々が避難してることが想定されるため、各学校を単位として避難所運営組織を設置し、防災訓練や避難所運営訓練を実施している。改築時は、標準施設の1.25倍の耐震性能を確保するとともに、避難所運営用の防災倉庫の整備のほか、すべての小・中学校にマンホールトイレを設置する。また、太陽光発電については、自立運転可能型の整備を進める。

再生可能エネルギーの活用や高効率設備導入等による環境負荷低減

- ・改築時は、高効率設備の導入や太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーを活用するほか、雨水利用や熱源負荷の低減など、様々な技術等を採用して環境負荷の低減への取り組みを進める。

校庭の芝生化や屋上緑化など学校緑化への取り組み

- ・「世田谷みどり33」という目標を掲げ、「世田谷区みどりのみずの基本計画」に基づいて、施設整備の際の緑被率の基準を設けるなど、みどりを増やす取り組みを進めている。
- ・校庭芝生化、屋上緑化、みどりのカーテンなどの緑化を進め、みどり率の向上に努める。

<p>計画期間の取組み</p>	<p>学校施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若林小学校を改築し、拠点保育園と複合化する。 ・代沢小学校を改築し、代沢まちづくりセンター、社会福祉協議会、代沢あんしんすこやかセンターと複合化する。 ・船橋小学校の大規模化に対応するため、諸室の普通教室への転換に加え、校舎棟の増築を行う。 ・砧小学校を改築し、砧幼稚園（認定こども園に用途転換）と複合化する。 ・弦巻中学校を改築し、松丘幼稚園（認定こども園に用途転換し移転）と複合化する。 ・建物整備・保全計画を基に次期改築校を選定し、整備する。 <p>幼稚園の用途転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砧幼稚園を区立認定こども園に用途転換する。 ・塚戸幼稚園を私立認定こども園に用途転換する。 ・松丘幼稚園を区立認定こども園に用途転換する。 ・「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、用途転換に取り組む。なお、私立認定こども園へ移行する場合は、移行期間において閉園を伴うことから、幼稚園の充足率や保育需要の状況等を踏まえながら、移行年度を決める。 <p>児童・生徒数の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適正規模・適正配置」の考え方に照らし、児童数、生徒数の増減を踏まえた対応を順次行う。 <p>他施設との複合化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記改築校等のほか、松原小学校体育館と松原まちづくりセンター、松原あんしんすこやかセンター等との複合化を推進する。 ・その後の改築等予定校についても、周辺公共施設との複合化を進める。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂調理場搬送7校について、改築や大規模改修の機会などを捉えた自校調理化の計画を検討する。併せて、全校自校調理化に向け、他校から搬送の3校についても検討する。 ・河口湖林間学園の施設及び移動教室事業のあり方について検討する。
-----------------	--

14-3 経費推計

1期（10年）ごとの更新（長寿命化、統廃合）及び改修の経費推計

	第1期 (H29～H38)	第2期 (H39～H48)	第3期 (H49～H58)	期間合計
学校教育施設	681.7 億円	1,587.9 億円	1238.3 億円	3507.9 億円 (116.9 億円/年)
(1) 小学校、中学校 現在面積：704,615 m ²	714,056 m ²	767,430 m ²	799,239 m ²	111.9%
(2) 幼稚園 現在面積：6,567 m ²	6,567 m ²	7,131 m ²	8,274 m ²	125.9%
(3) 河口湖林間学園 現在面積：5,258 m ²	5,258 m ²	6,034 m ²	6,034 m ²	114.8%